



マイナンバーカードを持っていない方 休日・夜間窓口のお知らせ

町民税務課 戸籍係 ☎ 77・3911

学校や仕事などの都合で、平日にマイナンバーカードの手続きができない方へ、次の日程で窓口を開設します。

■平日夜間窓口

【開設日】 12月8日(木)、20日(火)

【時間】 午後5時15分～7時

【内容】

・マイナンバーカード申請書の発行と申請の受け付け

・マイナンバーカードの交付

■休日窓口

【開設日】 12月25日(日)

【時間】 午前10時～午後3時

【内容】

・マイナンバーカード申請書の発行と受け付け

・マイナンバーカード申請書

ポート（写真撮影、オンライン申請の補助）

■注意事項

・手続きは完全予約制です。必ず事前に戸籍係へ連絡してください。
・申請から交付までは約3週間かかります。

ぜひご利用ください！



マイナンバーカードを持っていない方 マイナンバーカード申請サポートのお知らせ

町民税務課 戸籍係 ☎ 77・3911

マイナンバーカードの申請を希望する方に、申請に必要な顔写真を撮影するなど、手続きの補助をしています。

■対象者

芝山町に住民登録がある方

■受付場所

町民税務課 戸籍係

■受付時間

午前9時～午後5時

※月～金曜日

（年末年始、祝日を除く）

■用意するもの

・マイナンバーカード申請書

・本人確認書類

（申請書を持っていない方）

※健康保険証や年金手帳など、顔写真の付いていない本人確認書類の場合は2点以上必要です。

■注意事項

・予約は不要ですが、状況により待ち時間が発生します。
・申請には、申請者本人が超越してください。
・15歳未満の方や成年後見人の方は、法定代理人が同行してください。
・タブレット端末で撮影する写真は画質が劣ります。
・撮影した写真を渡すことにはできません。
・写真は一定期間が経過したら消去します。

口座振替による納税

町民税務課 収税係 ☎ 77-3916

口座振替による納税は、金融機関に出掛けなくても自動的に税金が納められる便利で安全な方法です。

口座振替の特徴

前もって指定の金融機関の預貯金口座に入金しておくだけで税金を納められます。

また、納め忘れの心配がなく、金融機関に出掛けて納税する手間が省けます。

手続きの方法

納税通知書、預金通帳と印鑑（通帳の届け印）を用意して金融機関に行き、預金口座振替依頼書を提出してください。

一度手続きをすると、自動的に更新されますが、固定資産の共有者や所有者（相続などによる）が変更になった場合などは、再度手続きが必要となる場合があります。

預金口座振替依頼書の取得方法

- ・町内の金融機関窓口
- ・収税係に連絡（郵送します）

取扱金融機関

千葉銀行、山武郡市農業協同組合、千葉信用金庫、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、銚子信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行



保険証の正しい届け出

町民税務課 国保年金係
☎ 77-3913

国民健康保険（以下「国保」）の届け出が正しくできていないと、医療機関で利用できなかつたり、後から追加請求される場合があります。保険証を使うときは、次の事項を確認してください。

保険証の有効期限

有効期限が切れている保険証は使用できません。新たに交付を受けてください。

社会保険などへの加入

社会保険などに加入した場合、国保の喪失手続きが必要です。

なお、社会保険の保険証が発行される前に医療機関を受診する場合は、会社に保険証の代わりとなる資格証明書を発行してもらってください。

第三者から受けたけが

交通事故など、第三者から受けたけがで国保の保険証を使うときは、届け出が必要です。病院や薬局の受診前に国保年金係へ相談してください。

また、レセプトなどにより第三者行為であることが判明した場合、国保負担分は町から後日請求します。

仕事上の病気やけが

仕事上の病気やけがは、労災保険の対象となるため、国保は使えません。労災が適用された場合、国保負担分は町から後日請求します。

高額医療費の申請

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

該当者には受診の約2～3カ月後に通知を送付しますので、窓口で申請してください。（申請の際は、領収書が必要となるため大切に保管してください）

また、入院などで高額な医療費がかかる場合は、事前に国保年金係の窓口で「限度額認定証」を申請し、病院や薬局の窓口で提示すると窓口での支払いが限度額までとなります。



これから75歳の誕生日を迎える方 後期高齢者医療被保険者証のお知らせ

町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3913
千葉県後期高齢者医療広域連合
☎ 043-308-6768

75歳を迎える方は、今まで加入していた国民健康保険や健康保険組合、共済組合などから抜けて、後期高齢者医療制度に加入することになります。

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証は、75歳の誕生日から使用でき、誕生日の1カ月前までに簡易書留で送付します。

また、誕生日の1～2カ月後には「後期高齢者医療保険料通知書と納付書」を送付しますので、ご確認の上、納付してください。

保険料の納付方法

75歳になった約6カ月後から、保険料の納付方法が「年金から天引き」となります。

なお、75歳になってすぐには年金から天引きになりません。天引きが始まるまでの間は、納付書または口座振替のどちらかの方法で納付してください。

また、年金からの天引きがでないときなどは、口座振替の手続きをしておくことで、納め忘れを防げます。

納付に関する注意事項

申し出により、年金天引き（特別徴収）から口座振替（普通徴収）に変更できます。変更を希望する方は国保年金係にご連絡ください。

なお、国民健康保険税を口座振替で納付していた方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を申し込んでいなければ再度の手続きが必要です。ご希望の金融機関にて申し込んでください。（預金口座振替依頼書は国保年金係窓口にもあります）

また、保険料が未納のままだと、延滞金がかかったり被保険者証の有効期限が短くなることがあります。納め忘れには十分ご注意ください。

健康保険の被扶養者がいる場合の注意事項

被保険者（75歳を迎える方）の被扶養者の方も、加入している会社の健康保険から抜けるため、新たに国民健康保険などの医療保険制度への加入手続きが必要です。自動的に切り替わりませんので、ご注意ください。他の医療保険制度への加入手続きを行わなかった場合、一時的に医療費が全額自己負担となることがあります。